

不妊治療費助成事業の拡充について

区では、東京都の不妊治療費助成事業の助成決定を受けている区民を対象に、不妊治療検査等助成及び特定不妊治療費（先進医療）助成事業を実施しているところである。

この度、東京都の不妊治療費助成事業の拡充とあわせ、不妊治療における利用者の経済的負担の軽減を図るため、区において実施している不妊治療費助成について、下記のとおり拡充する。

1 不妊治療の種類

治療の種類	一般不妊治療	特定不妊治療	先進医療
治療の内容	・不妊症に関する各種検査 ・タイミング法 ・人工授精 ・男性の不妊検査（精液検査 など）	・体外受精 ・顕微授精 ・胚移植 【男性不妊治療】 体外受精・顕微授精に関連して行われる ・TESE（精巣内精子採取術） ・MESA（精巣上体精子回収術）	・タイムラプス撮像法による受精卵・胚培養 ・SEET法（子宮内膜刺激胚移植法） ・PICSI（ヒアルロン酸を用いた生理学的精子選択術）
保険適用の有無	あり	あり	なし
現行の中野区の助成状況	あり	なし	あり

2 拡充の内容

（１）保険診療の特定不妊治療と併用する先進医療（自己負担分）に加え、保険診療による体外受精・顕微授精、並びに併用した先進医療及び保険診療分のみの治療についても対象とする。

（２）助成の対象となる治療の開始時期
 令和8年4月1日以降に開始した治療

3 現行制度との比較

	現 行	拡充後
助成の対象	東京都の「特定不妊治療費（先進医療）助成」の決定を受けていること ・保険診療の特定不妊治療と併せて実施された先進医療（自己負担）に係る医療	東京都の「不妊治療費助成」の決定を受けていること ・保険診療の体外受精及び顕微授精、並びに併用した先進医療 ・保険診療分の治療のみの場合も対象
助成の回数	①治療開始日の妻の年齢が40歳未満の夫婦6回まで ②治療開始日の妻の年齢が43歳未満の夫婦は3回まで	現行と同じ
助成の上限	医療費が東京都の助成額を上回る場合、東京都で承認決定された交付額を差し引いた額について、1回の治療につき5万円を上限として助成	現行と同じ
（参考） 東京都の不妊治療費助成額等	先進医療にかかった費用の10分の7について、1回の治療につき15万円を上限として助成	保険診療の体外受精及び顕微授精、並びに併用して実施した先進医療に係る費用について、1回の治療につき15万円を上限として助成 ※高額療養費及び付加給付金が支給された場合は、支給金額を控除して助成

4 実施時期

令和8年10月1日

5 その他

他区の実施予定（令和8年7月末現在）

不妊治療費助成実施区で拡充予定あり	12 区
不妊治療費助成実施区で拡充予定なし	5 区
不妊治療費助成を実施しておらず今後も実施予定なし	5 区